

## 長野県道路公社有料道路回数通行券販売業務委託要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県道路公社(以下「公社」という。)が、長野県道路公社有料道路料金徴収規程第3条第2項の規定により発行する回数通行券の販売業務の委託について、必要な事項を定めるものとする。

### (販売委託する者)

第2条 回数通行券の販売を委託をする者(以下「受託者」という。)は、次の各号に定める者とする。

- (1) 民法第34条に規定する社団法人及び財団法人。
- (2) 法令により設立された営利を目的としない法人。
- (3) 地方公共団体。
- (4) 有料道路の周辺の地域に事業所等を有する者のうち理事長が適当と認めた者。

### (委託の手続き)

第3条 回数通行券の販売を希望する者は、回数通行券販売業務受託申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、申請書の内容を審査のうえ回数通行券販売業務委託決定通知書(様式第2号)により、回数通行券の販売業務の受託を希望する者に通知するものとする。

3 販売業務を委託するときは、受託者と回数通行券販売委託契約(以下「委託契約」という。)を締結するものとする。

### (販売委託券種等)

第4条 販売を委託する回数通行券の種類及び販売価格は、別表のとおりとする。

2 回数通行券は販売価格以外の価格での販売は、理事長が別に定めるときを除き認めないものとする。

3 回数通行券を分冊及び分割又は他の種類の回数通行券に変造しての販売は、理事長が別に定めるときを除き認めないものとする。

### (販売先の制限等)

第5条 受託者が自ら回数通行券を使用する目的等で自らに販売することはできないものとする。

2 受託者は回数通行券の購入を希望する者に対して、正当な理由無く販売することを拒むことはできないものとする。

### (回数通行券の引渡し)

第6条 受託者から、回数通行券交付申請書(様式第3号)により回数通行券の交付申請があったときは、販売代金と引替えに回数通行券を引渡すものとする。

- 2 回数通行券を引渡すときは、回数通行券引渡書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 受託者が回数通行券の送達を希望するときは、公社が費用負担し送達するものとする。

(回数通行券の返還)

第7条 受託者が仕入れた回数通行券は次の各号の一に該当する場合を除き、回数通行券の返還を受け現金の還付はしないものとする。

- (1) 回数通行券が販売中止になったとき。
  - (2) 受託者が回数通行券を返還して現金の還付を求める理由が、受託者の責によらず公社がやむを得ないと認めたとき。
- 2 受託者が回数通行券を返還して現金の還付を求めるときは、回数通行券買戻申請書(様式第5号)に回数通行券を添付し提出するものとする。
  - 3 受託者から回数通行券が返還されたときは、回数通行券受納書(様式第6号)を交付するものとする。
  - 4 費用は公社が負担するものとし、現金は受託者が指定する口座へ振込むものとする。

(回数通行券の交換)

第8条 回数通行券は、料金の改訂があったとき及び公社の業務上の都合による場合を除き、交換しないものとする。

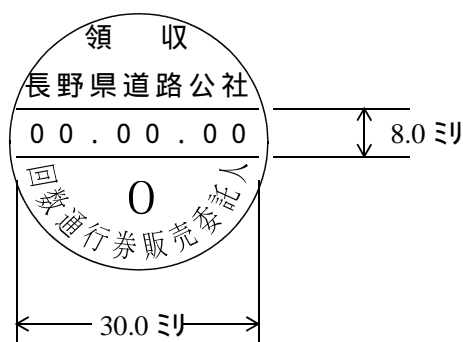
ただし、破損、汚損等受託者の故意又は過失により使用に耐えなくなった場合は、受託者に費用負担を求めたうえ交換するものとする。

- 2 受託者が回数通行券の交換を求めるときは、回数通行券交換申請書(様式第7号)に回数通行券を添付し提出するものとする。
- 3 受託者に引渡す回数通行券は回数通行券受領書(様式第8号)と引替えに引渡すとともに、回数通行券引渡書(様式第4号)を交付するものとする。
- 4 第1項ただし書きによる交換を除き、費用は公社が負担するものとする。

(回数通行券の販売方法)

第9条 受託者は回数通行券を販売するときは、領収書に指定の領収印を押印するとともに、その控えを保管しておくものとする。

2 領収印の様式



( 状況報告 )

第 10 条 受託者は、買取りをした回数通行券の 1 月から 12 月までの販売状況について翌年 1 月 15 日までに、回数通行券販売状況報告書 ( 様式第 9 号 ) を提出するものとする。

( 回数通行券販売の手数料及び精算方法 )

第 11 条 回数通行券の販売手数料は、販売価格の総金額の 3 . 15 パーセントとする ( 消費税及び地方消費税相当額を含む ) 。

ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

第 12 条 受託者への販売手数料の支払いは、回数通行券の引渡し時に引替える販売代金から手数料を控除することにより行うものとする。

( 代金の納入 )

第 13 条 回数通行券の販売代金の納入は、現金又は受託者の費用負担により公社の口座へ振込むものとする。

( 貸与品 )

第 14 条 回数通行券販売に伴い、領収印を受託者に貸与するものとする。

2 受託者は前項の規定により領収印の貸与を受けたときは、貸与品受領書 ( 様式第 10 号 ) を提出するものとする。

( 契約期間 )

第 15 条 委託契約の有効期間は、委託契約を締結した日の属する事業年度の 3 月末日までとする。

2 受託者から委託契約の有効期間の満了 1 ヶ月前までに、契約継続の申し出があったときは、回数通行券の一年間の販売実績が、理事長が別に定める基準に達しないときを除き委託契約の有効期間を 1 年間延長するものとする。

3 前項に規定する申し出は、回数通行券販売業務委託契約期間延長申請書 ( 様式第 11 号 ) を提出することにより行うものとする。

4 理事長は、前項による申し出があったときは回数通行券販売業務委託契約期間延長決定通知書 ( 様式第 12 号 ) により、受託者に通知するものとする。

( 契約の予告解除 )

第 16 条 委託契約の有効期間に達する前に委託契約を継続しがたい事情が生じたときは、委託契約を解除しようとする日の 1 ヶ月前までに予告することにより委託契約を解除できるものとする。

2 前項に規定する予告は回数通行券販売業務委託契約解除予告通知書 ( 様式第 13 号 ) により行うものとする。

## 別表

## 回数通行券の種類及び販売価格

## 三才山トンネル有料道路

(単位:円)

車種	回数券の種類及び販売価格		
	11回券	60回券	100回券
普通車	5,000	25,000	40,000
中型車	5,600	28,000	44,800
大型車	8,100	40,500	64,800
特大車	14,200	71,000	113,600
軽自動車	4,000	20,000	32,000

## 新和田トンネル有料道路

車種	回数券の種類及び販売価格		
	11回券	60回券	100回券
普通車	6,000	30,000	48,000
中型車	7,000	35,000	56,000
大型車	10,000	50,000	80,000
特大車	16,500	82,500	132,000
軽自動車	5,000	25,000	40,000

## 平井寺トンネル有料道路

車種	回数券の種類及び販売価格		
	11回券	60回券	100回券
普通車	2,000	10,000	16,000
大型車	3,200	16,000	25,600
大型車	7,400	37,000	59,200

## 白馬長野有料道路

車種	回数券の種類及び販売価格		
	11回券	60回券	100回券
普通車	2,000	10,000	16,000
中型車	2,000	10,000	16,000
大型車	3,000	15,000	24,000
特大車	5,500	27,500	44,000
軽自動車	1,500	7,500	12,000